

## 第37回通常総代会が平成30年5月29日に開催され、議案すべてが承認されました。

※組合員の皆様には、通常総代会に提出した議案等は組合の窓口でご覧いただけます。

1. 補助金の不適正受給期間中(平成19年度～25年度)の非常勤役員の責任問題(非常勤役員として以前受けていた報酬相当分の一部を返納することで一定の責任を取ったと、これ以上責任を問わないことを認める議案) 正について  
 2. 組合自ら行う森林経営事業の実施及び森林経営規程の制定(組合自ら山林を取得し、森林経営事業を実施するための議案) 役員の数等を、現行の「理事11名～17名及び監事3名又は4名」から「理事8名～13名及び監事2名又は3名」に改める議案)

### 承認されたH29年度決算及びH30年度予算

平成29年度決算 (千円)				平成30年度予算 (千円)		
部 門	費 用	収 益	損 益	費 用	収 益	損 益
事業総損益	97,288	123,002	25,714	109,936	157,756	47,820
事業管理費	53,881		△53,881	56,108		△56,108
事業損益			△28,167			△8,288
事業外損益	2,536	1,307	△1,229	2,560	501	△2,059
特別損益	11,005	13,184	2,179	1,000	15,000	14,000
税引前純利益			△27,217			3,653

## 組合員の方のご質問に お答えします。

Q 組合では組合員による増資一人当たり1万円を目標に取組むこととしたようだが全組合員が増資するのか。

A 組合員の皆様全員に1万円の増資をお願いしたいというものではありません。

今後組合がどうなるかまだ分からないとの不安をお持ちの方もおられるかと思えます。組合に安心して任せられる、地域のためにも頑張してほしいなど、増資にご理解を頂いた段階で目標の1万円以上の増資をお願いしてまいります。出資は1口(1,000円)でも可能ですので、大勢の組合員の方のご協力をお願いいたします。

なお、増資は集中改革期間(H32年度まで)にお願いすることとされていますが、出資金は次の事業に使わせていただきます。

①森林整備等の事業で間伐作業等を行うための人工賃、機械の経費など「運転資金」として使わせていただきます。

②木材の伐採作業の効率、省力化によりコストを安くするため、大型機械を購入する経費の一部に使わせていただきます。(できるだけ補助金を活用し組合負担を減らします)

③5年間継続となった森林づくり県民税は、森林整備など従来の補助事業以外の幅広い事業に活用できることとなったことから収益アップのため、企業と連携するなど新たな事業も進め、そのための必要な事業資金として使わせていただきます。

④出資をすることで組合員であることのメリットが実感できるよう、自身の山の木の製材、庭の支障木の伐採等で、実際に掛かった経費について一定の割引きをさせていただいております。

また、山での作業等に必要な資材、それ以外の生活必需品等についても、大幅な特典を付けて販売をしております。「信州ハムお中元商品」「タイヤ」の斡旋販売など)

Q 組合が今後も経営を続けて行けるのか。場合によって、経営破綻して補助金返還額など多額の債務、責任を、組合員に押し付けられるのではないかと。

A 組合員の皆様の責任は、万が一の場合でも、森林組合法第28条第4項で、「組合員の責任は、その出資額を限度とする」と規定しています。

また、組合員に県などから損害賠償を求めることはありません。

組合の再生と安定経営のため、今後も引き続き全力で取り組んでまいります。

### 〈組合からのお願い〉

①昨年度に引き続き累積赤字が大きくなっており、繰越損失額が皆様からお預かりしている出資金等の資産、財産を上回るという、いわゆる債務超過の状態が続いているため、組合を脱退したい組合員の方々には、債務超過の状態が解消されるまでは出資金をお返しすることができない状態が続いていることにご理解をいただき、組合に引き続き留まって、組合再生のためご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今後は、更に組合員のメリットが実感できるようなサービス・商品等を多数提供するとともに、事業面でも組合員の皆様が活躍、収益増ができる新たな施策を講じてまいります。

②組合員の方がお亡くなりになった場合、山林を相続、取得された方は相続等が行われた後90日以内に名義変更届が必要になります。また市町村にも届出が必要となります。詳しくは組合・市町村にお問合せください。

## 信頼と、もっと身近に感じられる組合を目指して



園児による工場見学

平成29年度は、集中改革期間の初年度であり再生に向け頑張ってきましたが、森林整備等の補助事業がこの度の事件で約2年間全く実施できなかったこと、財政的にも厳しい環境の中で事業実施体制が十分取れなかったことなど、長い間続いていた補助金等の不適正受給問題が組合経営に与えた影響は大きく、単年度事業収支で約28,000千円の赤字となりました。また、組合事業の大きな柱である森林整備等の事業が計画を大きく下回りましたが、平成28年度決算での赤字額(△62,000千円)を半分以下に圧縮できたことは、厳しい経営環境のなかで職員が必死になって少しでも赤字幅を圧縮しようと収益率の高い事業や組合員ニーズの高い支障木伐採などに重点を置いた事業に全力で頑張った結果であり、赤字経営から脱却するために通らなければならない道と、ご理解をいただきたく思います。

平成30年度は、組合の再生に向け、赤字経営からの早期脱却に向けた年度と位置付け、職員体制が十分ではないなかではありますが、当組合の本業である森林整備事業等を着実に実施するとともに、組合員の皆さんのニーズに応えるため、松くい虫防除対策や支障木伐採等の積極的実施、薪の需要拡大に伴う生産拡大など新たな事業の展開の準備をしながら、赤字幅を昨年度より圧縮、事業外損益を加えた単年度収支で黒字化を目指すこととしております。山林所有者であります組合員の皆様の事業への積極的なご参加及びご協力をお願いいたします。

なお、県から強く求められている補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化については、元専務理事に対して損害賠償を請求し、平成29年12月28日付で和解が成立、当組合の主張が全面的に認められた結果(請求総額2億1千万円余を認める等)の内容となって

おり、賠償金の全額回収に全力で取り組むこととしています。また、元組合長については、組合の最高責任者、常勤組合長であったことから責任は重いと、組合の代理人である弁護士を通じて報酬の返還等を強く求めています。

また、非常勤であった元理事、監事については、専門家の意見を踏まえ、非常勤だったことなどから組合に損害を与えたことまでは言えないとしながらも、本来役員にはもってまわる「善管注意義務」等を十分果たしたとは言い難く、ある程度の責任を取る必要があるとの見解をまとめ、役員在任中に受けていた報酬の一部を返還してもらうことにより一定の責任を果たしたということの整理を行い、報酬相当額の返還を求め、返還した者については、これ以上責任は追及しないという議案を5月29日の通常総代会で議決しました。今後個々に事情を説明し、組合再生のためにも協力してもらうよう要請してまいります。

今年度は、役員改選期でもありますので新しい体制の下、地域の林業振興の中核的な役割を担うべき責任ある組織として、県、市町村等関係機関のご支援のもと、組合員の皆様をはじめ県民の皆様の信頼回復と組合再生のため、先頭に立ち、堅実な歩みを進めてまいっている覚悟であります。

また、組合は「組合員のため」にあるとの基本スタンスを常に胸に刻みながら、組合員の皆様も活躍できる組合経営を目指すとともに、地域振興に寄与してまいります。

組合員の皆様の大北森林組合へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大北森林組合 代表理事組合長 西澤 清

大北

森林組合便り

発行所  
大町市平10788-1  
平成30年7月発行  
大北森林組合  
電話 0261-22-0711

## 森林組合はこんな仕事をしています。



森林整備後の広葉樹林

下刈りできれいになった分収林

植樹祭にも協力

松くい虫対策(樹種転換)

支障木の伐採作業

## 頼りになります組合

こんなことでお困り、迷ったら、先ず組合にご一報ください。

- ①松くい虫被害が心配の方  
当組合では、唯一「樹木医」の資格を持った職員がいます。早期の処置で樹勢の回復も可能です。
- ②家の周りの木が大きくなりすぎて危険、気になる方  
お墓の周りの木の伐採など、特殊な技術でほかの構造物を傷めないで支障木を処理します。
- ③自分の山があるはずだが場所がわからない  
航空写真、林班図などから場所、面積、名義が分かるかも知れません。
- ④山の管理を組合に任せたい、どこかに売却したい  
どんな山か、どんな木があるか、どの場所かなどお知らせください。管理方法などご相談に応じます。

## 森林組合購買チラシ商品のご注文について

商品のご注文は、大北森林組合(0261-22-0711)までご連絡ください。店頭価格よりお安く提供できる商品や、別途送料をいただく商品がありますので、ご注文時にお問合せください。

<p><b>信州ハムと提携</b> <b>お中元の斡旋販売</b></p> <p><b>3割引!</b></p> <p>お世話になったあの方に!</p> <p>チラシをご覧いただきご注文ください。 締切:8月3日 「お歳暮のご案内」 11月頃お知らせします</p> 	<p><b>岩手県大船渡</b> <b>新鮮生さんま</b></p> <p><b>予約販売</b></p> <p>漁獲量の激減で値段が高くなっていますが、岩手県大船渡の「水揚げされた漁港で直接仕入れる新鮮生さんま」の販売を計画。 9月29日(土)入荷予定 ※中止の場合があります。 ※詳しくはホームページをご覧ください。9月頃にお問合せください。</p> 	<p><b>タイヤがより安く</b> <b>冬タイヤはお早めに</b></p> <p>スタッドレスタイヤは、冬の必需品です。別紙チラシのとおり組合員の皆さんに少しでもお安く提供できるようにいたしました。 ※希望者には「組合員証」を発行します。 店頭提示で割引!</p> <p><b>組合員証提示</b></p> 
--	---	---

## 組合に加入していることのメリット

組合員以外と比べ手数料などがお安くなります。

1. 森林整備事業で間伐などを行い、付加価値の高い山づくりの手伝いをさせていただきます
  2. 切り出した木を製材します(当組合に製材機等を完備)
  3. 木材や林産物を売ります
  4. 生活必需品など身近な生活商品を安く斡旋・提供します
- 詳しくは直接お問合せください。



管内唯一の製材施設

## 山の宝物で、おこづかい

きのこ、山菜、花、枝物などの林産物に興味がある方、販売をしてみたい、稼いでみたい方

組合では、キノコの原木、種ゴマをお求めになれる方がおられますが、趣味だけでなく少し販売してみたい方がおられましたらご連絡ください。

- ①消費者から熱いメッセージが届く場面を作ります。また、栽培技術等のノウハウを学ぶ講習会の開催も検討します。

山は宝の宝庫です。山菜、生け花用の花卉、枝物など購入したい方が



います。②山の幸など購入したい方、会員になりませんか。組合では、山菜などをお求めになりたい方の会員を募集しています。

氏名、住所、ご連絡先、電話番号、E-mailなどご連絡ください。ほしいものが必ず購入できるということにはなりません。山菜など天然ものは、その時の気象などの影響を大きく受けます。また、数量にも制限があるものもありますが、新鮮な山菜などをご家庭にお届けします。



## 電気を使わない業務用薪ストーブ・家庭用薪ストーブ



**スーパーゴロン太**

- ・長尺の丸太が12時間以上連続燃焼。(80cmまでの丸太が入ります)
- ・電気不要。(煙突のドラフトによる自然燃焼)
- ・高効率燃焼で煙や灰がごく僅か。(CO<sub>2</sub>を増やさず地球温暖防止に貢献)
- ・重油に比べてコストダウン。

ストーブホームページ



**CRAFTMANシリーズ**

CRAFTMANシリーズには、薪・ペレット兼用のストーブや薪専用のストーブ、調理ができるストーブなどがあります。いずれも電気を使いませんので、災害時などでも活躍します。  
※詳細は、組合まで



電気を使わない薪ストーブ(森のKAISER)

## 組合に提案したい。私も一緒に手伝いたい方

組合の事業経営計画では、特に集中改革期間の平成32年度までの4年間、早期に赤字から脱却、健全な経営に戻し、その後は更に収益アップを図り、トップレベルの組合経営を目指して全力で取り組むこととしています。今、県、市町村等関係機関のご支援だけでなく、県内外の企業などから様々な事業等の提案が届いています。私たちだけではできないことなどたくさんあります。皆さんのお力を是非組合にお貸しください。組合員の皆様もビジネスチャンスを作れます。

**臨時総代会を7月26日に開催します。**

この総代会では、今後3年間、組合の経営等重要な役割を担っていただく理事及び監事を選任する議案等を審議していただくことになっております。新しい役員や審議結果等につきましては、組合のホームページ等で組合員の皆さんにお知らせいたします。